OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	衛生監視活動の諸問題
Author(s)	庄司, 光; 津村, 芳郎; 桑原, 正和 他
Citation	大阪公衆衛生. 1958, 2, p. 20-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84768
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

記　録

公衆衛生大阪地方討議会

第4回公衆衛生大阪地方討議会は，9月20日大阪大学医学部大会堂にて盛大に挙行された．滋賀，京都，和歌山，奈良，兵庫と近畿各府県からの来会者をも合せ，およそ400名の方々が参集し，午前10時から午後6時近くまで討議がくりひろげられた．今回は医師会，助産婦会からも100名近くの参加をえた．

開会の挨拶

大阪公衆衛生協会副会長　梶原　三郎

公衆衛生学は非常にむづかしい学問であると同時に扱う範囲が広い．したがって問題が多岐に亘り，その上一般民衆に働きかける性質のものである．公衆衛生活動も戦後10年，その間進め方も次第に目的に合うようになって来た．ここで討議される問題は非常に重要なもので，下からもり上った考えが学会を支配するようになっており，問題は一層むづかしい方向に向っている．進歩した科学知識と共に古い人間の道義にも触れる必要があろう．

大阪の特徴は医師会が公衆衛生活動に積極的に協力していることで，本日の3題の討議は夫々興味深いものがある．自由に討議を進めて欲しい．

衛生監視活動の諸問題

座長　庄司　　光（大阪市大教授）

座長　府，市の食監，環監の方々が夫々グループで研究を進められ，配布されたような資料が出来上ったが，これはこの部門では数少い貴重な資料の一つだと思われる．科学行政を進めて行くにあたって行政部門と研究機関との連携，技術以前の監視員身分の問題，業務内容も一般には理解されにくいといった種々の点が挙げられる．これらを考えていく場合，現場の実情を整理し，問題点を明らかにして衛生部局にもよく理解して貰い，その上に一層の努力がなさるべきである．名古屋ではこの点現場からの声を聞いて行政の方向を決めていくという努力が積極的に行われている．

1．環境監視

津村芳郎（大阪府吹田保健所）

環境衛生行政は戦後そ族昆虫駆除を主体として発足し，次いで上水道の維持管理業務を加え，さらに昭和23年末から各種営業規制法が創設されて現在13の法律に基く業務と大阪府条令に基く4種の業務を行っている．一方これら業務を担当する環境衛生監視員は次官通牒で規定され，又清掃法では環境衛生指導員，伝染病予防法ではそ族昆虫駆除吏員が決められているが，後2者は大阪府ではおかれず，兼務している．業務は逐年増加の傾向にある．先づ現在行っている業務を15の系列業務に分けこの中を数種の単位業務に，さらに最終的には個業にまで分解した．各個業の単位時間は実測によるものではなく，数名の監視員によって昨年度の実績から妥当な時間をきめた．これを基にして昨年度の業務件数から各業務の所要時間を算出した．一方理想的に行われるべき業務件数を定めて要求量を求め実情と比較した．調査した7保健所は人口10～15万の中都市2保健所(A)，人口10万以下の小都市2保健所(B)および農村地区3保健所(C)である．

上述の方法で算出した総所要時間を年間稼働時間との比率でみると(A)では143～158%，(B)では74～89%，(C)では90～131%となる．業務区分別にみると監視業務は28-49%となり，都市では認許可業務と苦情処理の業務の割合が大きく，農村ではそ族昆虫駆除業務の割合が大きい．その他の業務については殆んど同様である．さらに理想的に行われるべき業務件数を想定して求めた要求量中の各業務の時間分布を算出すると，監視指導は70%になるが前記各保健所の成績と比較すると，一様に監視業務の割合が少い．又この要求量と年間稼働時間の比率は330%となる．対策としては始めにのべた3種類の監視員が夫々専任におかれたならば満足に処理出来ることになる．

桑原正和（大阪市西保健所）

環境衛生監視指導に関する分野を今後健全に発展させるためには保健所における各種の活動の現状を客観的に把握することか必要である．大阪市内6保健所を選んで8月中の業務件数及びその所要時間を10種の業

務に区分し更に所内業務と所外業務に分けて調べた．

営業関係の業務は全体の26.8%を占めて最も多く，次にそ族昆虫駆除関係の業務が16.2%で，両者を合せて43%となる．所内，所外に分けると前者は略同率であるが，後者では所外が大部分となる．交通時間は14.1%に及ぶ．全体としては所内，所外の比率は略同率となる．監視指導について1施設当りの平均所要時間は36分となり，これを基にして年間可能な指導回数を求めてみると1.1回となり甚だ少い．現状分析からは増員の必要なことは勿論であるが，業務内容にまで立入って質的な向上をはかり監視業務についても科学性を持った重点的な運営を考えていく必要があろう．

2. 食品監視

福田六朗（大阪府布施保健所）

昨年中の実績から各業務の所要時間を逆算し，業務内容の大まかな実情を把まうとした．監視業務（交通時間を含む）49%，認許可事務18%，文書整理19%となり，收去，報告，会議等が夫々4～5%となっている．これら各業務の取扱件数は十分とはいえず，この現状を改善するためには種々の点かあげられる．

1） 許可事務の簡素化などによる事務量の軽減，2） 検査担当者の増員，3） 機動力の駆使，4） 監視票の再検討，5） 検便実施についての食品衛生法による規定，などかあげられる．

西田　稔（大阪市北保健所）

昨年の業務分析で許可業務に13%の時間を費やされていることが示された．この業務は事後の監視指導とも関連して重要な出発点となるものであるからその実情を明らかにし今後の問題点を幾つかあげたい．既に許可を与えたものについて最初に調査した時の設備状況を知ると共に，8月中に許可申請されたものにつき調査回数，設備完成状況に合せて申請者に関する諸調査を実施した．

申請者に関する調査で明らかになった事は，最近夜間営業が増加し，バー，スタンドでは申請者に女性が多く名儀上の店主に過ぎない事，通勤者が相当数あること，さらに営業開始後に申請するものが尚多数存在することなどである．しかし許可が必要であることを知った動機，更新のものには本人手続が多く，組合加入のものが圧倒的に多いこと，新規のものでも経験者が多いことなど保健所の立場から好ましい条件がみられ今後の手掛りを与えている．

許可するまでの調査，指導の回数をみると3回までが95%で，支障のない限り早く許可を下している．しかし，大阪府食品衛生法施行細則に規定された諸基準について初回調査時の不備な項目と最終調査時の完成の項目を較べてみると，共通の不備項目は防そ防虫，器具保管設備，温度計，専用手洗，廃残物容器の5項目となっている．一方不備項目の残存率からみると，防そ防虫，区劃の項その他施設の構造に関する4項目が断然多く，このことは営業開始後申請するものがあることとともに，後からの改善は望みがたい．基準を再検討すると同時に人に関する規定乃至衛生教育も許可時に考慮していく必要があらう．

大平幸男（大阪市南保健所）

許可に関連して最も問題となるのが無許可業者の取扱いである．昨年3月～10月の間に大阪市一斉に総計31,842施設の調査を行い新規，更新無許可業者5,725を発見し，この期間中に指導して60%に許可を取らせることか出来たが，10月末現在1,468施設は無許可のまま残った．その後無許可業者数の推移を毎月報告されているが，本年5月末現在1,591施設でこれら無許可業者数は許可業者総数の約5%となる．しかし昨年10月と較べて未更新の無許可の割合が多くなっていることが注目される．無許可の多い業種は飲食店，喫茶店，菓子製造，魚介類販売，豆腐製造などである．無許可に対する指導とその効果をみるため8月中に許可を取った295例について，申請書を提出しなかった理由と許可を取らすまでの指導回数を調べた．理由としては設備不良，貧困等が29%，誠意なしというものが31%ある．これらは兎も角，許可まで漕ぎつけたのであるが，この為に83%までは3回の指導を要した．4回以上に及ぶものが17%，その多くは誠意なしの部類に属する．限られた食監の人員からは一定の Rule を設けて強力に行政処置することを考えてよい．対策として 1） 業者教育を許可時に徹底して行う．2） 許可済証を復活させて消費者及び業者の協力を求める 3） 人員増加と同時に処分に関する法的取扱いについて更に研究する などである．

3. 追　加

待井精一（大阪府布施保健所）

現在のワク内で監視業務の合理的な運営を次の2点より考えた．1つは集団監視という方法であり，他は食監・環監の兼務の問題である．

府下保健所食監の監視指導件数は保健所別にかなり差がみられ，立地条件を考慮し面積の広さから3つのグループに整理したい．広い保健所では食監が行き環監が行くということは非能率的であるから，兼任，協

力ということが考えられる．一方各グループ内での保健所毎の監視率を調整し目標を定め，一斉監視方式で食監合同で運営し，これに本庁からも参加して監視内容を質的に向上させる集団監視の方式を考えた．又環境衛生監視の規準を設定して，現在の監視員で実施可能の率を計算すると，3～9％という値しか得られなかった．このように監視回数，監視率から問題を取上げていくことも一つの方法であらう．

荒井　淳（大阪市南保健所）

1．監視員は現在の人員のワク内でよくやっている．対象数及び業務内容から増員は当然考えられる．一寸突飛な較べ方かも知れないが，警察の人員が200～300位に及んでいることと比較すれば，少くともこの1割獲得すれば大いに質的向上を齎らすだらう．

2．衛生部局に対してはもっと力を結集して予算獲得に努力して欲しい．

3．衛研の検査部門との協力を更に進める必要があろう．

田中薫樹（大阪市立衛生研究所）

監視の科学化と衛生検査のつながりを考えてみたい．衛研の食品衛生部門の検査のうち，行政上の収去及び製品検査は昭和31年以降各年78％，90％，94％と漸次増加し一般依頼検査は少くなっている．これを食中毒及び衛生細菌関係，化学検査，製品検査に分けてみても夫々行政検査の割合が殆どである．一方保健所食監との連絡は特殊業務の形で結ばれ，実験計画或は収去方法など協力して質的向上を計っている．得られた成果は食監会議を通じて監視員の教育につながっている．検査活動を充実していくためには数保健所毎にブロックを作り，特定保健所の検査室を重点的に整備し，検査員とも協力して進めていくことも一法であらう．これに検査車の運用もかみ合せて一層の計画性を持たす必要がある．さらに研修の問題もこれらの計画と併せ制度化していく必要を痛感する．

4．助　言

中山信正（大阪市食品衛生課長）

昨年の学会で発表したように監視員の仕事のうちで認許可業務に相当の部分が占められ，本来の日常監視指導が圧迫されている．しかし一方から考えると許可業務はもっと大切ではないか．今まで簡素化が行われて来たが，先程の許可の実態からもわかるようにこの点反省して効率的な扱い方を計らなければならない．例えば自動車の車体検査と較べて見る必要はないだらうか．車体検査では検査を受ける人も熱意をもって検査を受けているが，この様にするにはどうすればよいか．又許可を与える場合に衛生教育を徹底すれば後は楽にやれるのではないか．監視は基準を設けて行うわけで，基準の検討が必要である．基準については例えば飲食店について大きい所も小さい所でも同じ基準である．又菓子製造業と言う一つの基準で生菓子もビスケットもチューインガムも同じ様に規制しているが不合理ではないか．チューインガムについては業者から基準を作って欲しいという要望が出ている．現場の意見を知事，厚生省にも出して基準設定の合理化を計る必要がある．食品衛生の問題は保健所長あるいは他の職種の人も共同して努力することが必要だ．監視員制度が大きな制度であり乍ら疎かにされているように思われる．大学などでも大いに取上げて行って欲しい．

梶山直二（大阪府環境衛生課長）

環監の問題は厚生省での立遅れがまづく，法的予算の裏付けがなされなかったことは人員確保に障害を残している．この為には独立の補助金を確保しなければならない．現状では如何にすればよいか．大阪府は交通の便が良いので重点的監視が可能と思われる．例えば水道については専門的知識を要するので春秋2回本庁から直接出掛けてやり，他の時は保健所で重点的にやる．このような方式は他の公共施設についても言える．監視の回数は決っていないが頻回に行い，改善命令を出す場合は期限を決めて反復指導する．このような重点指導で人員の不足を補っていきたい．

高木昌彦（阪大公衆衛生学教室）

監視員の身分について論じられているが，資格，身分については食品衛生，環境衛生を含めて考え直す必要があらう．イギリスの公衆衛生監視制度の体系と較べてわが国では整備されてないことが目立つ．本日の業務分析，人員不足の問題をさらに進めて如何なる人がどの位必要かという将来計画というものを考えていかなければならない．業務内容を質的に向上させるためには現在の監視員の研修の問題を衛生部局でも本格的に取上げる必要がある．この際地方衛研も積極的に参加して現場につながった内容から始めるべきだろう．量的な問題と同時に質の問題も考慮し乍ら監視制度を確立する必要がある．

5．自由討議

小林　登（大阪市予防課）

1）許可の際の欠点などよく分っているので，重点

項目を決め監視の重点的運営をはかる．

2） 許可基準はあらかじめ建築士会などに示しておいて申請の際に完成されるよう連絡をとることが必要ではないか．

藤田健次（大阪市西淀川保健所）

監視についても市内中心部と周辺部でかなり地域差がみられるので画一的な取扱いは出来ない．

加藤敬男（大阪市食品衛生課）

府下保健所の立地条件から食監，環監の兼任の問題が出たが，市の食品衛生では食監の中で更に専門化する必要がある．

小林治一郎（神戸市環境衛生課）

1） 従来からこの領域の統計がよく出来すぎているが，このことが改善をはかるのにかえって支障になる．もつと真実の統計を作ることが必要だ．この意味で今日の報告は貴重である．

2） 市民の声を取上げ，その線に沿って人員獲得に努力する．

3） 大学研究機関に業務内容について質的の面からの指導を希望する．

藤戸貞男（大阪府環境衛生課）

監視員が遠慮なく話し合える共通の場が必要だという動きが全国的に起って来た．昨年の地区合同会議で千葉県が中心となって動き，本年北海道の大会で案文が出来た．厚生省の肝入りで監視員の技術についての情報交換など行うことになっている．これをブロックに分け，大阪では4月から環監会をやっている．

座長まとめ

学会の任務は実態の研究にもとずいてこれを進ますことに意義がある．個々の問題についてのまとめはさておき次の3点をこの討議会のまとめにしたい．

第1に現在予算編成期に当っているので，この討議会で論議された事を何かの形で来年度の予算に組入れて実施の段階にもっていくことが大切である．幸い部局の人もおられるので，特にこの点をお願いする．

第2に行政の効率をあげる点で，要は何らかの形で研修をつんでいかねばならない．この時間と場所とを整備することが必要である．この問題については大学及び衛生研究所などの協力態勢の実現が望まれる．

第3に行政効果を挙げることである．一般市民に対していかに効果があるかという点を研究し，その支持を受ける必要がある．衛生教育を如何に進めていくかをよく考えて欲しい．

以上3点については公衆衛生協会の部会でも継続して研究を進めているのでよく連絡を取って欲しい．